

2024年11月15日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

2025年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

総選挙で「与党過半数割れ」「自民党政治ノー」の審判が下る中発足した石破新政権は少数与党となり、不安定な政権運営となることは必至です。野党各党には、総選挙で示された国民の要求に根差して政治を変える努力をするのか、行き詰まった自民党政治の延命に手を貸すのか、政党の真価が問われています。

物価高騰が止まらず、暮らしも経済も希望が見えない深刻な状況が続いています。新政権は年末の予算編成をめぐり、平和も暮らしも押しつぶす大軍拡の継続や軍拡増税を狙っています。しかし、自民党政治の経済無策、政治とカネへの無反省、大軍拡などの暴走政治に対する国民の批判と不信の高まりによる選挙結果を重く受け止め、国民生活応援にこそ予算を振り向けるべきです。今必要なのは、中小企業への直接支援で賃上げを実現し、実体経済を立て直し、内需を活発にすることです。

世界的に核使用の危険をはらむ緊迫した情勢の中、日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。来年の被ばく80年を前に政府は核兵器禁止条約に署名し批准すべきです。日本共産党は、外交努力による「東アジアの平和構築への提言」を発表し、戦争の準備ではなく平和の準備をと国民的・市民的運動を呼びかけています。

来年3月で大震災と原発事故から丸14年が経過、15年目を迎える新年度は、福島原発の廃炉作業の安全かつ着実な推進に国・東京電力が直接責任を持つよう強く求めるとともに、東北電力女川原発の再稼働強行など原発回帰路線を引き継ぐ石破新政権ときっぱり対峙する県政運営が求められます。被災県として、原発に固執する自民党政治にモノを言い、原発ゼロを発信する姿勢が今こそ必要です。

県民一人ひとりのくらしと生業応援のあたたかい県政、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、県民の暮らし応援を最優先に、医療・福祉・教育の充実、生業の支援を

- 1、5年間で43兆円もの大軍拡・大增税路線を中止し、物価高騰から国民の暮らし・雇用を守り、医療・介護、年金など社会保障、教育の充実、中小企業や農業などの生業支援に予算を重点配分するよう国に求めること。県も福祉型県政に転換し、県民の命と暮らしを応援する予算編成とすること。
- 2、応能負担の原則で大企業・富裕層への累進課税を強化し、国民向けの財源を確保して30年に及ぶ日本経済の停滞を解消するよう国に求めること。
- 3、地方創生の名によるあらゆる分野のデジタル化一辺倒を見直すこと。地方が抱える人口減少、少子高齢化、過疎化、農林水産業の衰退、地域公共交通対策など、地方自治が本来の役割を果たし地域で安心して住み続けられるよう国が地方を支援すること。そのためにも自治体職員の増員・正規化を進めること。
- 4、復興予算は、道路などのハード事業やハコモノづくり、イノベ構想などの“惨事便乗型”の復興事業を抜本的に見直し、原発事故と相次ぐ自然災害への対応、新型コロナ感染症や医療体制の充実、物価高騰にあえぐ県民の暮らしと生業の再建に復興予算を優先配分すること。原発事故の被災者については、今後も長期にわたり支援を継続し、県民の復興をすすめること。
- 5、地球温暖化対策・気候危機打開は正念場を迎えている。石炭火力廃止と原発再稼働中止を国に求めるとともに、異常気象を踏まえて災害対策予算を大幅に拡充すること。

二、商工業、農林水産業の振興について

(1) 商工業の振興について

- 1、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことができるよう支援すること。
- 2、元請け企業による「優越的地位の乱用」や下請けいじめを止めさせ、中小企業への支援を強めること。フリーランスにも雇用保険や労災保険などの整備を国に求めること。
- 3、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努め、分離発注を広げること。入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。
- 4、4月の建設業法の改正で、標準労務費が末端の労働者まで徹底されることになったが、発注者である県は支援を強め実効性のあるものにする事。
- 5、省エネ住宅建設を支援し、省エネ補助金の申請手続きの簡素化を図ること。リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 6、大企業の内部留保金に時限的に課税して財源を確保し、中小企業を直接支援し全国一律最低賃金時給1,500円の早期実現を求めること。すでにヨーロッパでは、1日7時間・週35時間労働が当たり前になっている。誰もが人間らしく「自由な時間」を持つことができるよう賃上げと一体の労働時間の短縮を国に求めること。

7、石川県や岩手県では、県独自の賃上げ支援策を行っている。本県としても中小企業を支援し賃上げが進むよう支援すること。

8、観光はインバウンド頼みだけでなく、価値観の多様化に伴う観光資源の発掘を進めること。

(2) 農林水産業の振興について

1、今年度は米不足で県民の不安が広がったが、来年も再発する可能性がある。政府備蓄米の放出等緊急対策を求めるとともに、弱体化している水稻の生産体制構築に向け、戸別所得補償の復活で農家を支援すること。義務ではない77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。

2、国に対してカロリーベースで38%まで落ち込んだ食料自給率を50%へ早期回復し60%を目指すよう求め、国も県も自給率の目標をもって取り組むこと。

3、食料の8割を生産する家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。

4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。

5、新規就農者支援制度については、親元就農も支援に加えるよう国に求めること。

6、新規就農者の希望が多い有機農業の取り組みを強化すること。

7、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進させること。

8、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県農家への特別支援対策を講じること。

9、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるようさらなる要件緩和を国に求めること。

10、イノシシとクマによる人的被害が起きていることから対策を強化すること。

11、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。

12、処理水放出の風評被害や、温暖化による海水温の影響や魚種の変化など、漁業を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。

13、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆砂撤去の予算を大幅に増額すること。

三、福祉型県政への転換を

(1) 高齢者福祉の拡充

1、高齢者と子育て世代の世代間対立を煽り、高齢者福祉を後退させる改悪を許さず、拡充を求めること。

2、物価高騰に見合う年金引き上げのため、マクロ経済スライドは廃止し、年金給付の5年分

にも匹敵する年金基金を活用するとともに、最低保障年金制度を創設すること。

- 3、後期高齢者医療制度の3割負担の拡大など、高齢者医療制度の自己負担の引き上げは行わないよう国に求めるとともに、70歳以上は原則1割負担に戻すよう求めること。
- 4、困難を極める介護現場の改善のため、引き下げられた訪問系介護報酬を戻すだけでなく、介護職員の抜本的処遇改善を図るため、介護報酬を引き上げること。そのため国庫負担割合を25%から35%に引き上げるよう求めること。
- 5、本県の介護職員不足解消のため、就職準備金は避難地域の基準を全県に適用するとともに、県独自の処遇改善支援策を講じること。また、事業所の職員確保支援を強化すること。
- 6、介護保険関連入所施設の自己負担が限界にあることから、利用料金軽減に向け制度の見直しを国に求めること。
- 7、要介護1、2を介護保険から市町村の総合支援事業への移行は行わないよう求めること。
- 8、医療機関や介護事業所で働く職員が希望すれば新型コロナワクチン接種を無料で受けられるよう、支援策の復活を国に求めること。
- 9、県として高齢者のフレイルや認知症予防の取り組みを強化すること。
- 10、加齢性難聴者への補聴器購入補助を行う市町村に県が補助するとともに、全県に適用を拡大すること。
- 11、高齢者が運転免許証を返納後も足の心配なく通院や買い物、社会活動に参加できるよう、県としてバス、電車、タクシーなど公共交通費の助成制度を創設すること。
- 12、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるよう都市部も含め、買い物難民の解消に向け、移動販売事業者等への支援を強化すること。
- 13、単身高齢世帯の割合が全国平均を上回ったことを踏まえ、多面的な支援体制を整備すること。

(2) 児童福祉の拡充

- 1、県内でも昨年の出産件数が1万人を割り込んだ。日本一子育てしやすい県を掲げる本県として、子どもを生き育てやすい環境、条件整備に力を入れて取り組むこと。そのため県に保育と学童クラブを担当する専任の課を設置して職員体制を強化すること。
- 2、保健と福祉を一体で子育てを総合的に支援する子ども家庭センターの全県設置に向け、市町村を支援すること。
- 3、保育料を無料化する市町村を県として支援し、全県に拡大すること。
- 4、保育所の職員配置基準が70年ぶりに見直されたが、必要職員数が確保されるよう支援を強化すること。
- 5、保育所職員、放課後児童クラブ支援員の処遇改善に向け、本県の低い処遇改善加算制度の活用を事業所に徹底すること。認可保育所の公定価格引き上げ、放課後児童クラブの補助基準の抜本的な引き上げで、児童の処遇と職員の処遇改善を図ること。

- 6、医療的ケア児支援法に基づく県の支援体制を強化すること。
- 7、本県では未設置の児童心理治療施設の早期設置を進めること。
- 8、児童虐待件数の増加に対応するため、国基準に相当する児童福祉司を配置すること。
- 9、老朽化が激しい中央児童相談所の建て替えを早期に実施すること。
- 10、子育て世帯の家賃補助として、市町村と連携した住宅セーフティネット制度の拡充を図ること。
- 11、児童の8%とも言われる発達障害児またはそれに類する児童と保護者を支援する取り組みを強化すること。
- 12、福島県立ふくしま医療センターこころの杜における児童思春期の取り組みへの期待が益々高まっている。福島モデルに取組みつつ、初回診察まで8か月と言われる待機期間の短縮に向け、専門医の確保等取り組みを強化すること。

(3) 障がい者福祉の充実

- 1、県が制定した障がい者福祉増進を図る条例に則り、あらゆる障がい者への支援を強化すること。
- 2、障がい者総合支援法の基本報酬及び処遇改善加算を大幅に引き上げ、職員の処遇改善を図るよう求めること。
- 3、障がい者就労継続支援事業所A型、B型いずれも経営困難に陥っていることから、基準報酬の引き上げとともに、成果主義による報酬は見直しを求めること。各種申請書類の簡素化を図ること。
- 4、就労継続支援事業所の仕事確保、支払賃金引き上げに繋がるよう、県の優先調達を大幅に増やすこと。
- 5、法改正に基づきグループホームの1人暮らし希望者への支援が適切に行われるよう事業者を支援すること。
- 6、今年4月施行の精神保健福祉法に基づき、精神科病院職員による虐待の通報に対し適切に対応すること。
- 7、来年のデフリンピックは本県も開催地の一つとなることから、手話の普及に取り組むとともに、県聴覚障害支援学校での教育に手話教育を位置付けること。
- 8、障がい者の移動支援が適切に実施されるよう、市町村を支援すること。
- 9、児童発達支援センターの医療、福祉サービスが一体化されたことを踏まえ、体制整備を図ること。
- 10、全国推計で人口の2%と言われるひきこもりについて、本県の調査は1,327人と全国推計を大きく下回って報告されていることは、実態把握の不十分さを示している。孤独、孤立対策推進法の施行を受け、実態把握等本格的に取り組む県の推進体制を整備すること。
- 11、障がい者差別解消法の改正で、民間事業者にも合理的配慮が義務化されたことを踏まえ、

制度の周知徹底を図ること。

(4) 県民医療の充実

- 1、本県の医師数は、人口比で全国平均から約 800 人近く不足している。医師の働き方改革を推進するためにも、医師数を増員するための医師確保計画に見直すこと。
- 2、医師確保のため福島医大は定数を 50 人上回る現状を後退させることなく養成数を確保すること。卒後研修機関の充実を図り、県内に留まる医師の確保に努めること。
- 3、医師の働き方改革により、全国的に医大からの医師派遣が困難になっている。医大の協力を求め地域医療を確保すること。
- 4、双葉の中核的病院の建設計画が県内の医師不足に拍車をかけることの無いよう十分に検討すること。
- 5、60 歳を超えた看護師によって支えられている県内医療機関の看護師不足を解消するため、確保計画を見直すこと。
- 6、公立、公的病院の統廃合は行わないよう求めること。
- 7、2 人に 1 人が罹患するがんの早期発見・早期治療のため、県が設定したがん検診の受診率向上に向け、市町村を支援すること。とりわけ、市町村間格差が大きい検診の自己負担を軽減するため、県の支援制度を創設すること。
- 8、早期発見が難しいすい臓がんの早期発見のため、先進地の取り組みに学び市町村を支援すること。
- 9、難病を扱う医療機関を県内各方に配置できるよう、人材の育成と確保に努めること。
- 10、マイナ保険証については、従来の保険証の存続を国に求めマイナ保険証の強制は行わないこと。

(5) 国保事業について

- 1、物価高騰に苦しむ被保険者の負担が余りに大きい国保税の軽減に向け、国庫負担割合を増やすよう求めること。
- 2、国保税滞納世帯への資格証明書や短期保険証の発行は行わず、医療を受ける権利を保障するよう市町村を支援すること。マイナ保険証の導入により、国保税滞納世帯への保険証取り上げ等の権利侵害は行わないよう市町村を支援すること。
- 3、国保広域化で保険料の一本化を行った大阪府では、保険料が大幅に引き上げられた自治体が出て大問題となっている。国保運営方針を見直し、2029 年度の国保税全県一本化は行わないこと。
- 4、県の子育て支援策として、国保税子どもの均等割りを全額免除すること。

(6) 保健衛生行政の拡充

- 1、新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックの経験を踏まえ、県の保健所職員の更なる増員等保健衛生行政の体制強化を図ること。
- 2、新型コロナウイルス感染症の高い死亡率や後遺症の発症を踏まえて、検査、ワクチン接種、治療への公費負担の復活を求めること。ワクチン接種に係る自己負担については市町村格差が大きいため、県の支援で負担軽減を図ること。
- 3、感染症患者を受け入れる医療機関が適切な感染防止策を取れるよう支援すること。
- 4、県衛生研究所の建替え、検査職員の増員で、新たな感染症や環境汚染に対応できるよう体制を強化すること。
- 5、PFASが人体からも検出される事例が全国で報告されていることから、県内の検査箇所を増やすとともに、人体への影響についても検査を行うこと。

(7) 低所得者支援の拡充

- 1、物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げとともに、夏季加算の創設を国に求めること。
- 2、温暖化による異常気象から命を守るため、エアコンは生活必需品となっている。生活保護世帯、低所得世帯へのエアコン購入補助を行うとともに、総合福祉資金貸付を活用しやすくするため市町村と社会福祉協議会を支援すること。
- 3、低所得者自立支援法に基づく相談事業について、自治体は許可がなくても職業紹介ができることから、自治体が主体となる事業形態を検討すること。また、生活保護申請について、窓口での不適切な水際対策は無くすこと。

四、教育費の保護者負担軽減、教育の質の充実を

- 1、県の教育予算を大幅に増やし、物価高騰や資材高騰に見合う学校維持管理費の増額、正規教職員の増員、教育費は無償とする憲法 26 条に基づき保護者負担を大幅に軽減すること。
- 2、小中学校の学校給食費無償化を県事業として実施するとともに、国に無償化の実現を求めること。また、各市町村の地産地消の食材使用を支援すること。
- 3、高校生のタブレット無償貸与、高校・短大・専門学校・大学の給付型奨学金制度の創設、奨学金の返済補助制度の拡充、県立大学の学費を半額にし、保護者負担を軽減すること。
- 4、教員不足は、県政の引き続きの課題である。教員の定数改善を国に求め県独自でも正規教員を増員し、教職員の多忙化解消と子どもの学びを保障すること。小中学校及び高校においても全国に先駆け 30 人学級を実施すること。教職員の働き方改革については、給特法の見直しによる割増率の引上げでなく、残業代全額支給を国に求め、処遇改善を図ること。スクールサポートスタッフを増員すること。
- 5、県内でも小中学校の不登校は過去最多の 4,300 人を超え、高校でも増加していることから、スペシャルサポートルームを各学校に設置すること。そのためにも、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全校に常勤配置すること。

- 6、夜間中学を自主開設する団体に県の補助を行うこと。公立夜間中学に通学する生徒への交通費補助を県として行うこと。
- 7、県立学校の図書購入費を増額すること。さらに、小中学校の学校図書館の専任司書を常勤配置するよう各市町村を支援すること。
- 8、気候危機が今後もいっそう進行する中、すべての教室と災害時の避難所となる学校の体育館にエアコンを設置すること。
- 9、県立高校統廃合の後期実施計画は、凍結し見直すこと。
- 10、児童・生徒と教師に過度の競争をあおり、真の学力の定着にはつながらない小中学校の全国学力・学習調査への参加中止、県の学力・学習調査も中止すること。
- 11、包括的性教育を小中高校の全校で実施できるよう体制を強化するとともに、女性管理職の増員など、教育分野でのジェンダー平等を推進すること。

五、原発ゼロ、ALPS処理水の海洋放出中止、県民本位の復興を

(1) 原発事故対応について

- 1、政府が、GX電源法で60年以上の老朽原発も含めた原発を推進しているが、温暖化対策を口実にした原発再稼働や新增設は許されない。再エネ推進を阻む原発依存から脱却するため、再エネの出力抑制はやめ、再エネ促進への転換を国に求めること。
- 2、事故から13年半経過した今月7日、事故後初めてデブリを取り出した。燃料デブリは総量880トンと推定され、この取り出しが「最大の難関」とされており、東京電力に対し管理責任を果たすよう求めること。東京電力は今後も長く続く廃炉作業に集中し、柏崎刈羽の再稼働は行わないよう国と東京電力に求めること。
- 3、地質の専門家など広く英知を集め、汚染水発生抑制の抜本対策に取り組むよう国と東京電力に求めること。ALPS処理水の海洋放出中止を国と東京電力に求めること。
- 4、国民・県民の理解が得られていない中間貯蔵施設の除去土壌の再生利用は行わないよう国に求めること。除去土壌の取扱いは、地権者や県民・国民の意見を聴く機会をつくるよう国に求めること。

(2) 避難者支援と復興について

- 1、原発避難者の命綱である医療・介護減免の打ち切りは撤回し、減免再開を国に求めること。
- 2、資材高騰により、避難地域へ帰還を望む住民の住宅確保が困難になっている。住宅確保に対する支援を行うこと。
- 3、国家公務員宿舎に避難する住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。
- 4、帰還を希望する避難者が戻れるよう、帰還者支援を移住者支援並みに拡充すること。
- 5、帰還意思の有無にかかわらず、帰還困難区域の除染を早期に実施するよう国に求めること。

- 6、イノベ関連事業は、地元の企業や雇用に寄与するものとなるようにすること。浪江町に建設予定のF-R E Iは、軍事研究拠点にされかねず、必要性そのものを見直すよう求めること。
- 7、地元中小事業者が復興事業などの公共事業に関われるよう、入札参加要件の緩和など原発事故の特異性に考慮した仕組みを構築すること。

六、気候危機から県民のいのちと暮らしを守り、災害に強い県土に

(1) 気候危機打開について

- 1、C O P 29では、イギリスが温室効果ガス排出量を2035年までに81%削減するとし、削減目標の引き上げを発表し、各国の取り組み強化を呼びかけた。日本政府に対し、温室効果ガス削減目標を大幅に引き上げるよう求めること。二酸化炭素の排出量が多い石炭火力は、2030年までに廃止をするよう国に求め、県内の石炭火力の廃止を電力事業者に要請すること。
- 2、原発や石炭火力を優先し、再エネにブレーキをかける出力抑制は中止するよう国に求めること。
- 3、再エネさきがけの地として、県有施設に太陽光パネルと蓄電池の設置を進めること。
- 4、太陽光パネルの廃棄やリサイクルについて研究に力を入れるよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。県は、ペロブスカイト太陽電池の試験導入に取り組んでいるが、より県民が参加しやすい小規模な再生可能エネルギーの技術開発に取り組むこと。国にも求めること。
- 5、住宅用太陽光発電設備と蓄電池への補助を増額すること。
- 6、県有施設での省エネの取り組みを促進するとともに、省エネ住宅建設、改修への補助の増額、省エネ家電への買い替え補助を再開すること。
- 7、林地開発許可要件の見直しを国に求めること。県として林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。
- 8、県内各地でメガ発電による大規模な森林伐採などの環境破壊が大問題となっている。自然環境等を守るためメガ発電を規制する条例を制定すること。

(2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、日常的に浚渫等の維持管理を行うこと。維持管理に活用できる国の交付金は新年度以降も継続するよう国に求めること。
- 2、流域治水について、県管理河川の地域協議会は住民の意見が十分に反映されるように開催頻度や開催方法をあらためること。
- 3、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し、学校の体育館など避難所へのエアコン設置を必須要件とすること。

- 4、避難所は、「TKB48」を目標に洋式トイレ、温かい食事、ベッドを48時間以内に設置すること。避難所で温かい食事が提供できるよう、事前に事業者との協定を締結すること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置するとともに、人権に配慮した避難所運営を行うこと。
- 5、県が今年度中に制定予定の災害基本条例において、被災者に寄り添い生活再建を支援する災害ケースマネジメントによる取り組みを位置付けること。
- 6、被災者生活再建支援金の上限を300万円から600万円へ引き上げるよう国に求めること。
- 7、県の防災備蓄について、孤立しやすい地区への分散保管も行うこと。
- 8、常備消防職員の増員と処遇改善および消防団員の出動手当の大幅引き上げなど処遇改善に取り組めるよう市町村を支援すること。

七、ジェンダー平等の推進について

- 1、国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し4回目となる勧告を行い、選択的夫婦別姓の早期実施を求めたことから、国に実施を求めること。同性婚を制度として認めるよう国に求めること。
- 2、県としてあらゆる分野におけるジェンダー平等に取り組むこと。
- 3、発達段階に応じた包括的性教育を推進すること。
- 4、雇用におけるジェンダー平等実現のため、女性の正規職員の採用拡大、男女賃金格差の是正、女性が8割を占める会計年度任用職員の処遇改善と正規化に県が率先して取り組み民間事業者にも協力を求めること。
- 5、県の女性管理職の目標15%は低すぎることから、直ちに突破し更に目標を大きく引き上げること。
- 6、県が始めたパートナーシップ、ファミリーシップ制度を全市町村で実施するよう促すこと。
- 7、県立施設トイレへの生理用品配備を進めるとともに、全小中学校にも配備が進むよう市町村を支援すること。

以上